

## 平成 30 年度消費者庁政策評価実施計画

平成 30 年 12 月 27 日  
消費者庁長官決定

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。)第 7 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年度消費者庁政策評価実施計画(以下「実施計画」という。)を以下のとおり定める。

### 1 計画期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

### 2 事後評価の対象とする政策及びその事後評価の方法

事後評価の対象とする政策は以下のとおりとする。なお、政策評価の実施に当たっては、消費者庁における政策評価に関する基本計画(平成 30 年 3 月 12 日消費者庁長官決定。以下「基本計画」という。)で定めた実施体制の下で行うものとする。

(1) 基本計画の対象とした政策のうち実施計画の対象とする政策(法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの)は、別紙のとおりとし、実績評価方式により事後評価を行う。なお、評価の実施に当たっては、消費者基本計画(平成 27 年 3 月 24 日閣議決定)の検証・評価と連動して行うこととする。

(2) 政策決定後 5 年経過後時点でなお未着手の政策又は政策決定後 10 年経過後時点でなお未了の政策で、実施計画の対象とする政策(法第 7 条第 2 項第 2 号に区分されるもの)は該当がない。

(3) その他の政策で、実施計画の対象とする政策(法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの)として、法第 9 条の規定に基づき事前評価を行った政策であり、根拠法令の見直し条項で定められる期限が、前記 1 の計画期間中に到来するものについて、事業評価方式により事後評価を行う。

### 3 その他

前記 1 の計画期間の政策評価の実施に当たっては、前記 2 以外の政策についても、必要に応じ政策評価を実施することができるものとする。

評価の結果は平成 32 年度の予算要求、機構・定員要求等において活用することとし、特に政策評価が予算の無駄の削減に資するように努める。

(別紙)

## 平成30年度消費者庁政策評価実施計画の対象とする政策

政策分野	政策	平成30年度施策名	担当課	消費者基本計画工程表（平成27年3月24日消費者政策会議決定（平成30年7月22日改定）） における施策番号
消費者政策	消費者政策の推進	(1) 消費者政策の企画・立案・推進及び調整	消費者政策課	(1 (1) ⑧)、1 (4) ⑥、(2 (2) ⑤)、3 (1) ③、3 (1) ⑤、3 (1) ⑥、3 (2) ⑯、3 (2) ⑰、(3 (2) ⑳)、3 (2) ㉑、3 (3) ④、(3 (4) ⑨)、4 (1) ④、4 (2) ⑭、5 (1) ⑨、5 (1) ⑪、(5 (1) ⑬)、(5 (3) ①)、5 (3) ③、(5 (3) ④)、5 (3) ⑤、5 (3) ⑥、(6 (1) ②)、6 (1) ⑥、6 (1) ⑧、6 (2) ⑥
		(2) 消費生活に関する制度の企画・立案・推進	消費者制度課	3 (1) ④、4 (3) ③、5 (1) ①
		(3) 消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	消費者教育・地方協力課	4 (2) ①、4 (2) ②、4 (2) ③、4 (2) ④、4 (2) ⑤、4 (2) ⑥、4 (2) ⑦、4 (2) ⑧、4 (2) ⑨、4 (2) ⑩、4 (2) ⑪、4 (2) ⑮、4 (3) ①、5 (1) ⑬、6 (1) ④、6 (1) ⑦
		(4) 地方消費者行政の推進	消費者教育・地方協力課	(1 (3) ③)、(4 (1) ④)、(5 (1) ④)、(5 (3) ①)、5 (3) ②、(6 (1) ⑤)、6 (1) ⑧、6 (2) ①、6 (2) ②、6 (2) ③、6 (2) ④、6 (2) ⑤、6 (2) ⑦、(6 (2) ⑧)
		(5) 物価対策の推進	消費者調査課	3 (2) ⑳、4 (4) ②
		(6) 消費者政策の推進に関する調査・分析	消費者調査課	4 (1) ①、4 (1) ②、4 (1) ③、4 (3) ②
		(7) 消費者の安全確保のための施策の推進	消費者安全課	(1 (1) ③)、1 (1) ⑥、1 (1) ⑦、1 (2) ①、1 (2) ②、1 (2) ③、1 (3) ①、(1 (3) ④)、1 (4) ①、1 (4) ④、1 (4) ⑬、5 (1) ②
		(8) 消費者取引対策の推進	取引対策課	1 (1) ⑧、3 (1) ①、3 (1) ②、3 (2) ⑰、(3 (2) ⑳)、3 (3) ①、3 (3) ②、3 (4) ⑨
		(9) 消費者表示対策の推進	表示対策課	(1 (4) ⑨)、2 (1) ①、2 (1) ②、2 (1) ③、2 (2) ①、2 (2) ②、2 (3) ②、2 (3) ③、(2 (3) ④)、(3 (2) ⑳)、(5 (1) ①)
		(10) 食品表示の企画・立案・推進	食品表示企画課	2 (3) ①

(注) 「消費者基本計画工程表における施策番号」のうち、括弧書きの施策番号については、本計画の対象としない。